

議案提出について

議案「75歳以上の高齢者の医療費2割負担を中止するよう求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年3月24日

金沢市議会議長 松村理治様

提出者

金沢市議会議員

大桑初枝

広田代

森尾昭

〃

〃

議会議案第25号

75歳以上の高齢者の医療費2割負担を中止するよう求める意見書

安倍首相が議長を務める全世代型社会保障検討会議は、75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担割合を一定所得以上の人には2割、それ以外の人は1割とする中間報告を昨年12月19日に公表した。高齢者に新たな経済的負担を強いることで、社会保障予算を削減・圧縮することが狙いだが、現行の1割負担においても費用の大きさから通院を控える高齢者は少なくなく、窓口負担が2倍となれば、必要な受診を我慢する人が続出し、健康長寿社会の土台を掘り崩すことになりかねない。

そもそも2008年の後期高齢者医療制度の発足時に、当時の麻生首相は、高齢者が心配なく医療を受けられる1割負担の仕組みをぜひ維持したいと明言しており、今回の中間報告は、この原則からの大転換を図るものである。

また、保険料は上昇傾向にあり、低所得者に対する軽減措置が次々と撤廃される中、負担に耐えられず保険料を滞納する75歳以上の高齢者は年間20万人に達し、滞納を理由に財産を差し押さえられた人も増加の一途をたどっている。

今後、2022年度までの実施に向けて負担増となる対象者を具体化していくことだが、現時点において2割負担の基準となる「一定所得」がどの程度になるかは示されておらず、高齢者の不安は募るばかりである。

病気を発症することが多く、受診回数が増える傾向にある75歳以上の高齢者のほとんどは、収入が少なく暮らしも不安定であり、年金が実質的に目減りする中、医療に係る負担をどう賄うか日々苦しんでいる。年齢で差別して独立した医療制度に押し込め、重い費用負担を求めるやり方自体に無理があると言わざるを得ない。

よって、国におかれでは、75歳以上の高齢者の医療費2割負担を中止するよう強く求めます。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「自衛隊の中東派遣を中止するよう求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年3月24日

金沢市議会議長 松村理治様

提出者

金沢市議会議員

〃

大廣森

桑田尾

初美嘉

枝代昭

議会議案第26号

自衛隊の中東派遣を中止するよう求める意見書

緊張が高まる中東海域での情報収集活動のため、海上自衛隊第6護衛隊所属の護衛艦た
かなみが2月2日午前、神奈川県横須賀基地を出港した。同護衛艦は、海上自衛隊員208
人を乗せ、哨戒ヘリコプター2機を搭載、防弾ガラスや機関銃などを追加で装備し、オマ
ーン湾やアラビア海北部などの3海域の公海で約4ヶ月間活動した後、次の部隊と交代す
ると報道されている。

今回の派遣は、防衛省設置法の調査・研究に基づき、国会審議を経ずに昨年末に閣議決
定され、不測の事態の際には海上警備行動を発令でき、武器使用も認められている。自衛
隊は、バーレーンにある米中央軍司令部に連絡官を派遣するとともに、米軍に情報を提供
し、共有することとしていることから、トランプ政権からの有志連合構想への参加要請に
事実上応えるものであり、仮に米国とイランの間に軍事衝突が起きれば、自衛隊は米軍と
ともに戦争することになりかねない。

今日の米国とイランの軍事的緊張の根源は、2018年5月にトランプ政権がイラン核合意
から一方的に離脱し、制裁を再開したことにある。日本船舶の安全や中東地域の緊張緩和
のためにも、今我が国がなすべきことは、自衛隊派遣ではなく、トランプ政権に対してイ
ラン核合意への復帰を説く外交努力である。

よって、国におかれては、自衛隊の中東派遣を中止するよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた一斉臨時休校による学習の遅れを取り戻すための支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年3月24日

金沢市議会議長 松村理治 様

提出者

金沢市議会議員

〃
〃
〃
〃
〃

栗新前小宮澤
森谷林崎飯

博誠雅英

慨範一誠人樹

議会議案第27号

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた一斉臨時休校による学習の遅れを取り戻すための支援を求める意見書

2月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、小中学校、高校及び特別支援学校における一斉臨時休校を要請する方針が内閣総理大臣より示されたことに伴い、本市では、市内の市立小中学校及び高等学校を3月5日から3月19日まで、おおむね2週間の臨時休校とした。

文部科学省からの通知では、児童・生徒が授業を十分受けことができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮することとされている。本市においては学習プリントを配布するなどしているが、児童・生徒一人一人の習熟度の程度に応じたきめ細やかな対応を行うことは困難である。通常どおり登校した場合と比較して、学習の遅れや学力の低下が生じることは避けられず、国主導による対策が不可欠である。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた一斉臨時休校による学習の遅れを取り戻し、学力の低下に対する支援を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「心身障害者医療費助成制度の早期創設を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年3月24日

金沢市議会議長 松村理治様

提出者

金沢市議会議員

人敏夫	慨一祐	廣誠伸子	清代
勝一盛	野森	誠大泰	
高森	栗前	間井本	
熊	小坂	澤本	広由起
粟	高下	野田	和美
前	山源		
	広		

議会議案第28号

心身障害者医療費助成制度の早期創設を求める意見書

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らす社会を実現するためには、障害者の経済的な基盤の確立が不可欠である。

全国の自治体において、重度心身障害者を対象とした心身障害者医療費助成制度を実施しているが、当該制度は各自治体の単独事業であることから、厳しい財政状況の下、助成の対象や内容には自治体間格差が生じている。支給方法も窓口負担のない現物給付と、助成申請の手続を要する償還払いに分かれており、とりわけ償還払いは窓口で一旦治療費を支払う経済的負担が生じるとともに、障害者の中には手続が困難である人も多く、大きな負担となっている。

こうした状況にもかかわらず償還払いを行う自治体があるのは、安易な受診を助長し医療費が増大する波及効果が生じるとの理由から、国が現物給付による医療費助成を行う自治体に対し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を講じていることにも要因があり、当該措置は直ちに廃止すべきである。そもそも、心身障害者医療費助成制度について、自治体の財政力等により格差を生むことは望ましくなく、本来、医療保険制度を担う国が全国一律に実施すべきである。

よって、国におかれでは、障害のある方がいつでもどこでも現物給付により助成を受けられる制度を早期に創設するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「地域における持続可能な医療・介護制度を確立するための適切な財源の確保を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年3月24日

金沢市議會議長 松村理治様

夫慨一祐広誠伸人子敏清
盛誠大泰広勝由一和
野森井本沢岩本野
熊栗前間小坂高下高山森源

議會議案第29号

地域における持続可能な医療・介護制度を確立するための適切な財源の確保を求める意見書

我が国は、健康寿命が世界トップレベルにある長寿社会であり、今後のさらなる健康寿命の延伸も期待される。こうした人生100年時代を迎える中、国民一人一人が生涯を通じて健やかに過ごしていくためには、住み慣れた地域で安心して医療や介護を受けられる社会の実現が求められる。

そのためには地域に根差した医療提供体制の構築が重要であり、とりわけ、かかりつけ医機能の拡充による地域包括ケアシステムを確立・強化し、医療が診断・治療のみならず予防と健康づくりに大きな役割を果たすことにより、健康寿命のさらなる延伸と社会保障の支え手の増加が期待できる。また、過不足のない医療・介護を将来にわたり国民に提供し続けていくためには、その担い手である医療・介護従事者や医療機関等の確保が不可欠であり、そのための十分な支援が必要となる。

こうした取組により、国民皆保険制度とかかりつけ医中心の医療提供体制が一体となった我が国の保険医療システムを、長寿社会における安定的な医療モデルとして確立することが、国民に将来の安心を約束することにつながる。

よって、国におかれでは、地域における持続可能な医療・介護制度を確立するための適切な財源を確保するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「地球温暖化対策の加速度的な推進を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年3月24日

金沢市議会議長 松村理治様

提出者	金沢市議会議員	人敏夫	慨一祐	廣誠	伸子	清代
"	勝一盛	誠	大泰	廣	由起	
"	野森	井本	高森	小坂	間山	
"	"	"	熊栗	高下	源	
"	"	"	前	山	田	
"	"	"	井本	源	野	
"	"	"	高	広	田	
"	"	"	下	由	和	
"	"	"	山	和	美	
"	"	"	源	広		
"	"	"	広			

議会議案第30号

地球温暖化対策の加速度的な推進を求める意見書

温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定の目標達成のため、国は、地球温暖化対策の中長期計画として、2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比で26%削減すること、2050年までに80%削減することなどを目標として定め、革新的技術の開発を通じた環境と成長の好循環の実現に向けた取組が進められている。

本市では、国際的な取組と足並みをそろえて地球温暖化対策を推進するため、平成23年に金沢市低炭素都市づくり行動計画を策定し、市、市民、事業者等がそれぞれの役割を認識し責任を持って温室効果ガスの排出削減を図ってきた。令和2年度には、本計画の見直しに合わせ、気候変動への適応策等を含めた新たな実行計画を策定する予定である。

このような中、昨年の令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風は、全国で記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、全国各地で甚大な被害が発生した。また、世界各国においても、熱波、干ばつ、洪水などの災害が頻発し、多くの被害が出ており、その要因に地球温暖化などの気候変動の影響が指摘されている。

今後も、このような異常気象の発生と被災リスクの増大が懸念され、気候は今まさに非常事態に直面している。地球温暖化対策については、我が国全体、さらには地球規模で取り組まなければならない問題として、国内における国のリーダーシップに加え、国際社会において我が国が主導的な役割を果たしていくことが極めて重要である。

よって、国におかれでは、近年の気候変動を日本、さらには地球規模の非常事態であるとの認識に立ち、再生可能エネルギーの拡大など地球温暖化対策を充実強化し、加速度的に推進するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「病児・病後児保育事業の拡充を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年3月24日

金沢市議会議長 松村理治様

提出者

金沢市議会議員

岩	勝一	人敏夫
野森	盛誠	夫慨一祐
前井	大泰	広誠
間本	高森	伸子
坂高	熊粟	清代
下山	小坂	
源広	高下	
田	山源	
	広起	
	由和	
	和美	

議会議案第31号

病児・病後児保育事業の拡充を求める意見書

国民が安心して活躍できる社会を実現するためには、子どもを安心して産み育てられる環境が必要であるが、現在の我が国は核家族化や地域社会の相互扶助機能の低下により、保護者の子育て負担が大きくなっている。特に子どもが病気にかかったとき、共働き家庭や独り親家庭では、自宅で一人寝かせられている子どもや無理に登園・登校させられる子どももいるのが現状である。保護者に看病してもらえる子どもは一部に限られており、保護者の社会での活躍を阻害する要因となっている。子どもが病気にかかったときには病児・病後児を預けられる十分な施設や各種施策が必要である。

しかしながら、病児・病後児保育事業に対する国の支援制度は十分に整備されているとは言えず、また利用者の予測が困難であることや採算性の低さなどから病児・病後児保育施設は地方自治体で広がっていない。国は子ども・子育て支援新制度の見直しを行っているが、ピーク時の需要を満たしておらず、さらなる見直しが求められている。

よって、国におかれでは、下記の事項に取り組み、病児・病後児施策を拡充し、社会インフラの1つとして確立されるよう強く要望する。

記

- 1 病児・病後児保育の基礎部分の補助金を拡充すること。
- 2 病児・病後児保育事業を担う医療機関等を増やすため、施設整備などの財政支援を強化すること。
- 3 効率的に運用できるよう、病児・病後児を預かる施設の受入状況がわかるシステム等を構築すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年3月24日

金沢市議会議長 松村理治様

夫慨一祐広誠伸人子敏清
起 盛 誠大泰 広勝由一和
野 森 井本 沢岩本 野
熊 粟前間 小坂高下高山森源

議會議案第32号

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主に若年層の課題としてイメージされてきたが、最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

昨年3月、内閣府が初めて中高年層を対象に実施した全国規模の生活状況に関する調査結果が公表されたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えた。また、ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者である親とともに社会的に孤立するケースも見られるなど、若年層とは異なる支援の必要性が指摘されている。

国はこれまでにひきこもり対策推進事業として、都道府県や指定都市等において、ひきこもり地域支援センターの設置や、ひきこもりサポーターの養成研修及び派遣を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

よって、国におかれでは、中高年のひきこもりは、個人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口にアウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築など、対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
 - 2 中高年のひきこもりに適した支援の充実のため、中高年が参加しやすい居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場を確保し、また、家族に対する相談や講習会などの取組を促進するなど、市町村によるひきこもりサポート事業のさらなる強化を図ること。
 - 3 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、断らない相談支援や伴走型支援など、市町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。